

2021 年度 自己点検・評価報告書



2023 年 6 月

一般財団法人大学教育質保証・評価センター

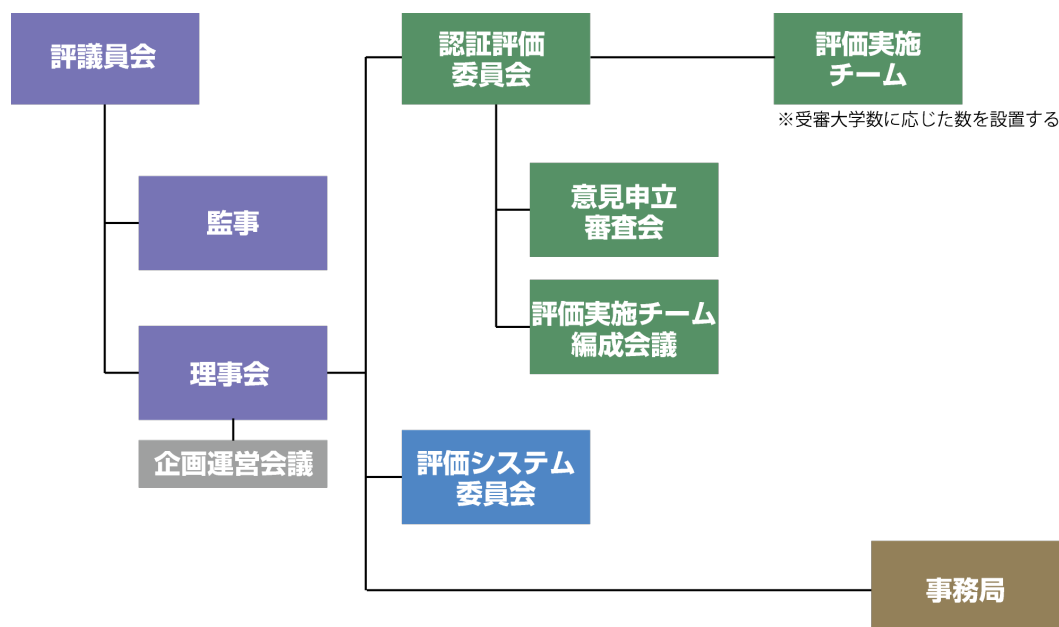
大学教育質保証・評価センターは、大学機関別認証評価に関する規程第 13 条に基づき、2021 年度における大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行った。その結果を報告する。

目次

1 組織運営.....	4
2 認証評価事業の実施.....	6
3 その他.....	8

1 組織運営

【組織構成】



【各組織の所掌事項等】

(1) 評議員会

- ① 理事及び監事の選任又は解任
- ② 定款の変更
- ③ その他評議員会で決議するものとしてこの定款で定められた事項

(2) 理事会

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事の選定及び解職

(3) 認証評価委員会

- ① 大学評価基準及び評価方法の決定
- ② 評価実施チームの編成及び評価実施チームに属する認証評価委員会の委員及び専門委員の選任
- ③ 認証評価結果の決定
- ④ その他認証評価に関して理事会が必要と認めた事項

(4) 評価実施チーム編成会議

評価実施チームの編成に関する具体的事項について検討し、その検討の結果を認証評価委員会に報告する。

(5) 評価実施チーム

受審大学ごとの状況を調査する。
評価実施チームに属する専門委員は、教育研究分野の専門家及び大学の評価に関する有識者の中から、評価委員会の議に基づき、代表理事が委嘱する。

(6) 意見申立審査会

認証評価において受審大学から意見申立てがあった場合に設置し、意見申立てへの対応について審議する

(7) 評価システム委員会

- ① 大学評価基準及び評価方法の決定に資する基礎的検討
- ② 本センターが行う大学機関別認証評価のシステムに関する自己点検・評価及び改善に向けた検討
- ③ 大学の評価に関する調査研究
- ④ その他理事会が必要と認めた事項

(8) 企画運営会議

- ① 理事会から付託された事項の審議
- ② 委員会等との連絡及び調整
- ③ その他、代表理事が必要と判断したこと

【自己点検・評価】

- 7名の評議員を置き、2回の評議員会を開催し、定款第16条に定める決議を行うなど、定款等の諸規定に即して、適切な運営を行った。
- 8名の理事を置き、5回の理事会を開催し、定款等の諸規定に即してその職務を行うとともに、代表理事によって業務を適切に執行した。
- 2名の監事を置き、2020年度の事業報告・決算を調査し、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成した。監事から指摘のあった事項については、財務諸表上の会計区分と銀行口座の関係を整理するなど、理事会において確実な対応を行った。
- 認証評価委員会は合計3回開催し、認証評価の実施方針の決定、評価報告書(案)の作成・最終承認など滞りなく認証評価作業を遂行した。
- 評価システム委員会は合計2回開催し、認証評価作業において使用する資料の更新について検討を行った。
- 評価実施チームを構成する専門委員については、会員大学に対し候補者の推薦依頼を行い、56名の推薦を受け、次年度の認証評価実施への準備を行った。
- 事務局については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会員大学からの職員派遣が控えられる状況になったことから、プロパー職員として採用した職員の育成に努めてきた。2020年度から活用しているテレワークにおいても、支障なく事務の遂行が図れている。

2 認証評価事業の実施

【目的】

- (1)大学の教育研究の質を保証すること
- (2)大学の教育研究の質を保証すること
- (3)大学の教育研究の特色の進展に資すること
- (4)大学の教育研究活動等の改善を継続的に
行う仕組み(内部質保証)」の実質化を促すこと

【基本的な方針】

- (1)第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証
- (2)内部質保証の実質化の促進
- (3)本評価以外の大学評価結果の活用

【大学評価基準の構成】

基準1 基盤評価:法令適合性の保証

基準2 水準評価:教育研究の質の向上

基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

※別紙として基準ごとに「評価の指針」を策定

【評価の実施方法】

- (1)書面評価
- (2)実地調査
- (3)評価結果(案)の作成
- (4)意見申立ての照会
- (5)評価結果の確定・公表

【認証評価に向けた研修等】

専門委員に対し、評価者研修会を開催し、大学評価基準や評価作業についての研修を行っている。研修は全ての専門委員に対し実施し、当日出席できない専門委員にはアーカイブ配信等による代替措置を行っている。

【認証評価の実施状況】

2021 年度(5 大学)

- ・茨城県立医療大学
- ・金沢美術工芸大学
- ・京都市立芸術大学
- ・新潟県立大学
- ・横浜市立大学

【自己点検・評価】

- 大学院における学位論文の評価基準の公表等に関する法令改正に対応し、改正した「基準1に関する評価の指針」に基づき認証評価を実施した。
- 認証評価事業 2 か年度目において 5 大学の認証評価を滞りなく実施した。コロナ禍に対応して認めることとした点検評価ポートフォリオの提出期限延長については1大学から申し出があったが、評価結果の公表に至るまでの評価のプロセスはおおむね当初の予定どおり対応できた。
- 新型コロナウイルス感染対策として実地調査が前年度に引き続き原則オンラインによる実施となったことについては、事前の調整や接続テストを徹底することで大きな支障なく実施することができた。
- オンラインによる実地調査の効果については、受審大学及び評価委員から意見を収集した。その結果、物理的な距離や時間などさまざまな制約が取り払われることから、海外を含めた遠方からの参加が容易になり評価審査会で多様なステークホルダーからの意見を聞くことができた、多くの教職員の傍聴を可能とすることにより認証評価への理解を促進できた等、肯定的な意見が寄せられた。対面調査の必要性に関する指摘もあったが、総合的な判断としてはオンラインの活用は妥当と考えている。
- 法令適合性を確認する基準1とは異なり、取組みの向上や進展に向けた評価を行う基準2及び基準3については、その趣旨への理解が不十分な側面もあることから、より詳細な説明の工夫が求められる。
- 2021 年度評価者研修会においては、評価の指針の変更点等についても十分な説明を行うことで、混乱なく評価が実施できた。

3 その他

【会員大学に向けた取組み】

(1) 会員大学数

2021年度:55大学(※2022年3月31日時点)

(2) 質保証研究会

会員大学が質保証への理解を深める場として開催している。

(3) 会員大学専用ページ

2021年度から本センターウェブページにおいて会員大学専用ページの運用を開始し、質保証研究会の資料やアーカイブ動画のほか、本センターからのお知らせや、会員大学の質保証に資する情報提供を行っている。

【広報・渉外活動】

(1) 認証評価実務説明会

受審大学に対し、受審年度の前年度に大学機関別認証評価実務説明会を開催し本センターの認証評価の考え方や、点検評価ポートフォリオ作成にあたっての説明等を行っている。

(2) ニュースレター

年1回発行し、本センターの事業等について周知している。

(3) 渉外活動

他団体と連携した活動として、認証評価機関連絡協議会、大学ポートレート運営会議等に参加し、高等教育政策の動向に関する情報収集や、各団体が実施する認証評価についての情報共有を行っている。

【自己点検・評価】

- 会員大学数は、年度末に 55 大学となり、設立時に想定した 45 大学を上回っている。引き続き、評価の理念や特徴について周知の努力を図り、さらなる会員の獲得を目指す。
- 質保証研究会は、2021 年度に全 3 回開催し、第 1 回 41 大学 219 名、第 2 回 30 大学 113 名、第 3 回 26 大学 99 名の参加があった。実施後のアンケートの結果は今後の定期的な開催を望むなどおおむね好評となっており、点検評価ポートフォリオに示された好事例の紹介等を望む声が複数寄せられた。
- 会員大学専用ページについては、質保証研究会の実績を重ねて動画コンテンツ等を充実させていくほか、各大学が質保証に取り組むために参考となる情報の充実が求められる。
- 認証評価実務説明会は、45 大学から 159 名の参加があり、「点検評価ポートフォリオ作成要項に関する補足資料」を新たに提示することで、参加者から「点検評価ポートフォリオ作成の方向性が確認できた」、あるいは「各基準に係る評価の視点など重要な要素が確認できた」等の意見が寄せられた。
- 広報活動としては、ニュースレターを 1 回発行し、認証評価のふり返りや受審大学からの声、質保証研究会の実施状況等についての情報発信を行った。本センターの認証評価の特徴や実施状況を周知する媒体となるよう、内容や発行方法を工夫していくことが望ましい。